

函 経 工

令和5年（2023年）6月1日

報道機関各位

函館市経済部工業振興課長

令和5年度「ポップアップショップ」出店者募集に係る報道について（依頼）

このことについて、函館市では若者の創業支援事業の一環として、若手創業（予定）者のテスト販売や顧客開拓，経営ノウハウ習得に役立てていただくことを目的に，無印良品シエスタハコダテの集客力と発信力を生かし，同施設に短期間出店する「ポップアップショップ」を実施することとしており，その出店者を募集します。

つきましては，取材・報道方につきまして，特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 令和5年（2023年）8月31日（木）～9月11日（日）
のうち10日間 10時～18時 |
| 2 会 場 | 無印良品シエスタハコダテ 1階（函館市函館本町24-1） |
| 3 出 店 数 | 2小間程度（※申込は1者あたり1小間） |
| 4 募集期間 | 令和5年（2023年）6月1日（木）～6月30日（金） |
| 5 内 容 | 別添「令和5年度ポップアップショップ募集要項」のとおり |

【連絡先】

函館市工業振興課長 米田 剛

電話：21-3329

令和5年度ポップアップショップ募集要項

1 事業の概要

函館市では若者の創業支援事業の一環として、若手創業（予定）者のテスト販売や顧客開拓，経営ノウハウ習得に役立てていただくことを目的に，無印良品シエスタハコダテの集客力と発信力を生かし，同施設に短期間出店する「ポップアップショップ」を実施することとしており，その出店者を募集します。

【開催概要】

日時：令和5年8月31日（木）～9月10日（日）のうち10日間
10時～18時

会場：無印良品シエスタハコダテ 1階（函館市本町24-1）

出店数：2小間程度（1小間の標準サイズ：幅約1.5M×奥行き約1.5M）

※小間数および1小間のサイズは応募状況やレイアウトにより変動する可能性があります。

2 募集対象者

下記の項目をいずれも満たすこと

- （1）原則創業5年以内の創業者または創業予定者であること
- （2）函館市において商業・法人登記のある法人，函館市に住所を有するか店舗を有する個人または函館市内で創業を目指している創業者であること
- （3）函館市において税の滞納がないこと
- （4）応募者または法人の関係者が暴力団等の反社会的勢力でないこと，また，反社会的勢力との関係を有していないこと
- （5）無印良品シエスタハコダテの規約に同意できること

3 対象業種

- （1）ハンドメイド，クラフト，日用雑貨，飲食物の小売業など
- （2）公序良俗に反すると判断されるものは不可

4 出店費用

ブース料金については市が負担しますが，下記の経費については出店者にご負担いただきます。

- (1) 商品のPRに必要なサンプル・パンフレット等
- (2) 持ち込み備品・製品等の運搬費等
- (3) その他出店に必要な経費

5 注意事項

- (1) 出店の権利を他人（他社）に譲渡することはできません。
- (2) 飲食物を提供するにあたり、保健所への食品販売に係る許可等は出店者に行っていただきます。また、保健所へ申請したメニュー以外の飲食物の提供および他の物販等を行うことは禁止します。
- (3) お酒の販売は禁止します。
- (4) 飲食物の提供を検討している方は持ち帰り用にさせていただく必要があります。
※ブース前のみ試食提供は可能です。提供する場合はブース内にゴミ箱の設置をしていただく必要があります。
- (5) 申請時に申請していただいた商品やサービスは原則変更できません。
やむを得ず変更する場合は事前に市の担当者へ相談してください。
市に事前相談なく申請内容以外の商品を提供した場合は、出店を取りやめていただく場合があります。
- (6) 調理器具を利用する場合、電気系調理器具（ホットプレート、電子レンジ等）のみ使用可能です。ガスなどの裸火の使用はできません。
- (7) 申込は1者あたり1小間とします。
- (8) 諸般の事情により、イベントを中止させていただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。
- (9) その他注意事項については、無印良品シエスタハコダテの規約に従います。

6 申込書類

- (1) 出店申込書
- (2) 法人の場合は、**登記事項証明書^{※1}** および**身分証明書^{※2}**の写し
個人の場合は、**住民票^{※3}**
- (3) 函館市の税に係る**納税証明書^{※4}**
(函館市以外にお住まいで、店舗が函館にある個人の場合でも、函館市で発行する納税証明書を提出してください。)
(新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収の猶予を承認された方は、徴収の猶予承認通知書の写しを提出してください。)

(4) 提供する商品やサービスが分かる書類（カタログ、写真等）

※1, ※3, ※4 の書類は3ヵ月以内に発行したものを提出してください。

※1 は最寄りの法務局等で取得できます。

※2 はマイナンバーカードや免許証など生年月日を確認できるもの。

※3, ※4 は函館市役所および各支所で取得できます。

取得の際の様式等はホームページをご覧ください。

(函館市申請書ダウンロード：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/>)

7 募集期間・応募方法

応募を希望される方は、「6 申込書類」に記載の必要書類をご用意いただき、下記提出先まで提出してください。

募集期間：令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

提出先：函館市経済部工業振興課（〒040-8666 函館市東雲町4番13号）

提出方法：郵送または持参

郵送の場合：令和5年6月30日（金）必着

持参の場合：受付時間は平日の8時45分～17時30分まで

選定結果：後日代表者宛てに通知し、スケジュール等を説明します。

8 その他

- (1) 募集期間終了後、本事業の趣旨に照らして選定を行います。原則書面審査としますが、応募者による概要説明等を行っていただく場合があります。なお、応募条件が同じと判断した場合は先着順に選定させていただきます。
- (2) 選定された方については後日、市のホームページ等で公表します。
- (3) 出店者の皆様には事業終了後に、本事業における売上報告書等の書類を提出していただきます。

〈お問い合わせ先〉

函館市経済部工業振興課

担 当：下川（しもかわ）、三橋（みつはし）

電 話：0138-21-3316

メール：kougyoul@city.hakodate.hokkaido.jp